

綾川町高齢者等福祉タクシー助成券の申請について

次の【申請上の注意】をご承知の上、別紙の申請書（様式第1号）で**健康福祉課窓口、または支所の窓口で申請してください。**

申請書の郵送には対応しますが、**受付および助成券のお渡しは窓口でのみ行いますので、ご了承ください。**

【申請上の注意】

申請できる者	申請時において、次の①～③の<u>すべて</u>に該当する者。 ① 有効な自動車運転免許証（二輪含む）を有していないこと ② 住民税非課税世帯に属すること ③ 次のア～オの<u>いずれか</u>に該当すること （ア）申請日時点で満75歳以上の者 （イ）身体障害者手帳1級または2級の者 （ウ）精神障害者福祉手帳1級または2級の者 （エ）療育手帳AまたはAの者 （オ）介護保険法の要介護2、要介護3、要介護4または要介護5の者
資格要件の確認について	・資格要件を確認するうえで必要のある場合は、民生委員等に申請情報を提供することがあります。 ・資格要件について虚偽の申告をしたことが認められた場合は、直ちに助成券を返還し、利用した金額を綾川町に返金していただきます。
利用できる事業所・条件	・町内の事業所【大東タクシー、大丸タクシー、綾南交通、さわやか通院介護サービス（綾川町社会福祉協議会）】が利用できます。（さわやか通院介護サービスは上記の（イ）～（オ）に該当する方のみ利用可能） ・乗車場所、降車場所のいずれかが綾川町内である。 ・助成券は本人のみ使用できますが、付き添い等の乗車は可能です。 ・助成券は1回の乗車でタクシー運賃を超えない範囲で複数枚使用できます。
利用の目的	目的は特に問いません。
利用期限	令和8年3月31日まで

問い合わせ先：健康福祉課 087-876-1113